

答申書

第1 審査会の結論

審査請求のうち、令和元年11月20日付けの令和元年度市民税・県民税の第3期分の納期分に係る督促処分の取消しを求める部分（以下「審査請求①」という。）については理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきであり、本件督促処分に関して具体的な記載に残る説明を求める部分（以下「審査請求②」という。）については、同法上の審査請求の要件を欠き不適法であるから、同条第1項の規定により却下されるべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 令和元年6月3日付け令和元年度市民税・県民税納税通知書により納付すべきとされた〇〇〇〇円全額を納付したにもかかわらず、同年7月1日付け令和元年度市民税・県民税納税通知書においては、納付税額が〇〇〇〇円となっており、納得ができなかったため納付を保留した。
- (2) 令和元年10月1日付け税務課長名事務連絡は、課長名であり公印も無く、当該文書が有効なものであるか否かが分からない上、令和元年度市民税・県民税の増額納付を求めるものであったことから、これを無視した。
- (3) 令和元年11月20日付けの令和元年度市民税・県民税の第3期の納期分に係る督促状を送付する根拠が不透明である。
- (4) 令和元年7月1日付け令和元年度市民税・県民税納税通知書をなぜ送付したのかの説明もなしに、同年7月から9月までの間は何の処理もせず、また、同通知書による未納分に対する督促、修正、訂正もなく、同年10月1日付け税務課長名事務連絡で事を済まそうという対応に不服である。
- (5) よって、令和元年11月20日付けの令和元年度市民税・県民税の第3期の納期分に係る督促処分は不当であり、督促処分の取消しを求めるとともに、具体的な記載に残る説明を求める。

2 処分庁の主張

処分庁は令和元年7月1日に同日付けの変更納税通知書を審査請求人へ発送したが、審査請求人は変更後の第2期分（納期限：令和元年9月2日）の納付をしなかった。処分庁としては、当該通知書によって審査請求人が納付税額を理解するのは難しいと判断したため、処分庁は令和元年9月20日付けで発すべきだった督促状については送付しなかった。

しかし、処分庁は令和元年10月1日付け事務連絡（税務課長名）で変更となった増額分の納付書を発送しており、その納付についても確認ができなかったことから、令和元年11月20日付けにおいて、第3期分（納期限：令和元年10月31日）の督促状を発したものである。

課税が成立し納付期限までに完納しなかったものについては、地方税法第329条第1項の規定により督促状を送付することとなっており、令和元年11月20日付け督促状は適法なものとして判断する。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 審査請求①について

本件督促処分は地方税法第329条第1項に定める督促処分の要件である①納税者が納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合であること、②徴税吏員により行われたものであること、③督促状は納期限後20日以内に発せられたものであることの3つの要件を全て満たしており、本件督促処分に違法又は不当な点があるものとは認められないから、棄却されるべきである。

また、審査請求人は、督促状を送付する根拠が不透明である旨を主張しているが、上記のとおり地方税法第329条第1項所定の要件を満たしている。さらには、本件賦課処分による未納に対する督促や修正や訂正がない、令和元年10月1日付け税務課長名事務連絡で事を済まそうという対応に不服があるなどと主張しているが、いずれも独自の見解を述べただけのものにすぎない。したがって、審査請求人の主張は、採用することができない。

(2) 審査請求②について

行政不服審査法上、審査請求の対象は、行政庁の処分すなわち「行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為」（同法第1条第2項）とされている。行政庁の処分の意義について、判例では「行政庁の処分とは、所論のごとく行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」であることが示されている（最高裁判所第一小法廷昭和39年10月29日判決）。

本件審査請求において審査請求人が求める「具体的な記載に残る説明」は、審査請求人の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものではない。すなわち、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為には該当しない。したがって、審査請求人の主張は却下されるべきものである。

第4 調査審議の経過

令和2年9月10日 諮問書の受理

令和2年11月16日 第1回調査審議

令和3年6月28日 第2回調査審議

第5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求①について

本件督促処分は地方税法第329条第1項に定める督促処分の要件である①納税者が納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合であること、②徴税吏員により行われたものであること、③督促状は納期限後20日以内に発せられたものであることの3つの要件を全て満たしており、本件督促処分に違法又は不当な点があるものとは認められないから、棄却されるべきである。

(2) 審査請求②について

行政不服審査法上、審査請求の対象は、行政庁の処分すなわち「行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為」（同法第1条第2項）とされている。行政庁の処分の意義について、大田区ゴミ焼却場事件（最高裁判所第一小法廷昭和39年10月29日判決）では、「行政庁の処分とは、所論のごとく行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」という基準を示している。

本件審査請求において審査請求人が求める「具体的な記載に残る説明」は、そもそも行政において対応すべき法令上の根拠を欠くうえ、「説明」によって審査請求人の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものではないことから、判例の定義する行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為には該当しない。したがって、審査請求人の主張は却下されるべきものである。

第6 付言

令和元年7月1日付けで十和田市長が審査請求人へ発出した令和元年度市民税・県民税納税通知書の「これまでの税額」欄は、第1期は〇〇〇〇円、第2期から第4期まではそれぞれ〇〇〇〇円、「年税額」欄は〇〇〇〇円と表示しており、「すでに納めた税額」欄は、審査請求人が同年6月24日に納付した税額が反映されておらず〇〇〇〇円と表示されていた。また、「納付税額」欄は、第1期が〇〇〇〇円、第2期から第4期まではそれぞれ〇〇〇〇円、合計は〇〇〇〇円と表示されていた。一般的に「納付税額」欄は、「これからの税額」欄から「すでに納めた税額」を差し引いた額を表示

するものであるが、十和田市長は弁明書において、十和田市ではすでに納期限が到来した納期に係る「納付税額」欄には額を表示しない取扱いとしており、これまで特段の問題は生じていない旨を述べている。

しかしながら、納期限が到来した納期に係る「納付税額」欄に額を表示しないことについて、納税通知書には特段の記載がなされておらず、また、納付税額の合計が「年税額」欄に比べて小さい額を表示することは、納税通知書を受け取った市民に誤解を与えかねないものである。

また、当審査会において、十和田市の国民健康保険税納税通知書の取扱いを確認したところ、納期限の到来の有無にかかわらず「納付税額」欄には金額を表示しており、市民税とは取扱いが異なっている。

市民にとって分かりやすい納税通知書とするためにも、納税通知書に表示する税額等の取扱いについて検討し、納税通知書の見直しに努められたい。

令和3年7月7日

十和田市行政不服審査会
会長 花生 耕子
委員 戸来 亮
委員 中居 雅俊